

【シンガポール】新型コロナウイルス感染拡大に伴う
知財庁業務の閉庁に関するお知らせについて

2020年4月7日
ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール政府の方針により、4月7日よりライフライン関係と食料、医療等の必須な業務以外の業務を行う事業所は、1カ月間閉鎖されることとなった。これに伴い、4月6日、シンガポール知財庁（IPOS）も4月7日から5月7日まで知財庁業務を閉庁する旨を発表した。

主な発表内容は以下の通り。

- ・ IPOS は庁舎を4月7日から5月7日まで閉鎖するが、その間もオンラインの業務は継続する。
- ・ 詳しくは運用指針2020年第1号に示す。

なお、同指針は少しわかりにくいいため、JETRO シンガポール事務所がIPOSに確認した以下の2点を説明する。

1. まず「4月7日から5月7日までの期間は、期限を決定するための期間に参入しない」という記載は、これは締め切りがIPOSが開く予定の5月8日に繰り下げとなるものと解釈されており、例えば本来5月7日に到来予定だった期限が、4月7日から5月7日までの約1ヶ月分繰り下げられるということではない。

2. 次に、運用指針の記載ぶりでは延長の対象がややわかりにくいだが、IPOSの説明によると、以下ようになる。

（1）4月6日までの期限は、紙による提出（すべての知的財産）、電子出願（GIと植物品種を除く知的財産）ともに延長はされない。

（2）4月7日から5月7日までに期限が到来する「紙による提出（すべての知的財産）」について

○出願書（様式PF1、D3、TM4、GI1、PVP3）→延長あり

出願人は4月7日から5月7日までの間、郵便が機能している場合、書類を郵送することは可能。もっとも、最先の出願日、並びに優先権主張の期限（上記期間に到来するもの）はいずれも5月8日（暫定）となる。

○更新、オフィスアクション・却下理由通知・異議申立てに対する応答→延長あり

なお、これらの締め切りには却下理由通知、拒絶理由通知、審理調停部の締め切りおよび

reinstatement、continue processing、restoration の各申請についての締め切りを含む。

(3) 4月7日から5月7日までに期限が到来する「電子出願 (GI と植物品種を除く知的財産)」について

○出願書 (様式 PF1、D3、TM4) →延長なし

PF1, D3, TM4 (出願書) のような電子出願様式の期限は延長されない。IP2SG を経由した電子出願は継続され、出願日、優先権主張期間は通常通りとなる。

○更新、オフィスアクション・却下理由通知・異議申立てに対する応答→延長あり

なお、これらの締め切りには却下理由通知、拒絶理由通知、審理調停部の締め切りおよび reinstatement、continue processing、restoration の各申請についての締め切りを含む。

情報公開日

2020年4月6日

URL 等

お知らせ

<https://www.ipos.gov.sg/media-events/updates/ViewDetails/relief-measures-for-covid-19/>

運用指針 2020 年第 1 号

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/practice-direction-no-1-of-2020.pdf>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 4 月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。